規制改革を加速的に推進する「12の重点検討事項」

2003年 2月17日

総合規制改革会議議長宮 内 義 彦

「規制改革推進のためのアクションプラン」

「官製市場」(医療・福祉・教育・農業)分野を中心とした規制改革を加速的に推進するため、以下の「12の重点検討事項」については、「遅くとも2年以内の実現(新たな法制度等の施行完了)」を目指し、当会議は、本年6月にとりまとめる「答申」に向け、当会議や規制改革担当大臣の持つあらゆる機能(各省に対する、資料や説明の請求、公開討論、ハイレベルの折衝、勧告権の行使など)を行使して集中的に審議を行う。

なお、「重点検討事項」の検討に当たって、<u>構造改革特区推進本部、経済財政諮問会議との一層の連携強化</u>を図る。具体的には、 構造改革特区推進本部に対し、当会議として、まずは<u>2月下旬の基本</u> 方針改定に向け、最大限の協力</u>を行う。 経済財政諮問会議においても、集中審議等を行い、<u>「得られた成果と</u> 残された課題」について、6月の「基本方針2003」に反映させること を、当会議として期待。

医療

1.株式会社等による医療機関経営の解禁

現在、医療機関の経営については、株式会社等には認められていないが、患者にとっての医療サービスに関する選択肢の拡大、資金調達の多様化等の観点から、これを解禁。

- <厚生労働省の反対理由> 株式会社は、株主への配当のための利益追求を目的としており、過剰診療・患者選別など、ひいては医療費の増大に 繋がる。
- <当会議の考え方>
 利益追求するのは医療法人ほかも同じ。既に存在する62の株式会社病院においても過剰診療・患者選別の事実はない。過剰診療・患者選別は、現行の規制(ベッド数規制や患者の応召義務)や、情報公開・第三者評価制度などで抑制可能。

2

2.いわゆる「混合診療」の解禁(保険診療と保険外診療の併用)

高度・先進的な医療サービスを患者が選択しやすくするため、厚生労働大臣が予め定めた 診療方法・薬剤等に限定して認められる「特定療養費制度」ではなく、一定の質が担保され た医療機関等においては、保険診療と保険外診療の併用を解禁。

<厚生労働省の反対理由>

患者の自己負担が増大し、患者の所得による診療格差(いわゆる「金持ち優遇」)が生じる。

これまで本来は保険診療の対象でありながら実際には対象とされなかった診療行為が公的保険によって賄われるようになり、医療費が増大する。

< 当会議の考え方>

患者が、これまで100%自己負担しなければならなかった高額な高度・先進的診療が、一定の公的保険による手当ての下で受けられるようになり、むしろ、不公平感はなくなる。

の反対理由と矛盾。また、高度・先端的な医療サービスを患者が選択しやすくなるため、結果的として、医療費の抑制にも繋がる。

3. 労働者派遣業務の医療分野(医師・看護師等)への対象拡大

労働者派遣制度について、医師・看護師等の医療分野へも対象拡大。

- <厚生労働省の反対理由> 医療分野が適切な医師等を固有名詞付きで選べないため、医療チーム内でのお互いの能力の把握・意思疎通が困難。
- < 当会議の考え方 > 深刻な医師不足の中小医療機関は多く、派遣に対するニーズは高い。派遣される医師等は有資格者である上、その能力等についても予め医療機関側が指定できるため、派遣解禁による弊害は小さい。

4.医薬品の一般小売店における販売

医薬品のうち、人体に対する作用が比較的緩やかなものについては、一般小売店における販売を解禁。

- <厚生労働省の反対理由> 医薬品は、過量使用・副作用のおそれがあるため、薬剤師が常駐して対面で服薬指導を行える薬店などでしか、販売 してはならない。

福祉・保育等

5.幼稚園・保育所の一元化

幼稚園と保育所については、単に両者の併設と連携を推進するということにとどまらず、「幼児教育・保育サービスを総合的に提供する機関」として、同一の設置主体・施設・職員による運営が可能な「幼保一元化」を実現するため、例えば、以下の「制度統一」を実施。

施設設備基準の統一:保育所のみに義務付けられている「調理室」設置義務の廃止など。

資格・配置基準の統一:幼稚園教諭と保育士

入所(園)対象の統一:保育に欠ける子のみならず誰でも可能に。

- <厚生労働省・文部科学省の反対理由> 幼稚園・保育所にはそれぞれ異なる機能・役割があるため、制度の統一(一元化)は困難。運用の改善により、 両者の連携強化を推進することで、一体的な運営が可能。
- <当会議の考え方>

幼稚園・保育所に求められる機能・役割は、むしろ地域毎に異なるのが当然。根拠に乏しい「保育所における調理室 設置義務」などについては全国規模での規制改革を進めるとともに、例えば特区においては、幼稚園と保育園に関する 様々な「制度の統一」を断行してみるべき。



6.株式会社、NPO等による学校経営の解禁

現在、学校の経営については、株式会社、NPO等には認められていないが、学生等にとっての教育サービスに関する選択肢の拡大、資金調達方法の多様化等の観点から、「公設民営方式」を含め、これを解禁。併せて、私学助成の対象とすべき。 今回の特区第2弾において、「特区での学校会社による経営」は解禁される予定。

なお、その際、小中高校の設置認可については、「都道府県知事が私立学校審議会の意見を聞いた上で決定する」という厳格な手続を緩和。

私立学校審議会は、構成員の4分の3以上を既存の学校関係者としている。

< 文部科学省の反対理由 >

- ・学校経営はそもそも非営利が原則。NPOについては、評議員制度や財産の保有要件がないため、困難。
- ・「公設民営方式」は、そもそも設置者と運営者が異なるため、学校設置者としての責任放棄。
- ・株式会社等を私学助成の対象とすることは、憲法89条(教育等に関する公金支出は公の支配に属するもの (学校法人等)のみに可能)との関係もあり、困難。
- ・私立学校審議会については検討中。

<当会議の考え方>

- ・評議員制度等を適用し、NPOも学校設置主体とすべき。
- ・「公設民営方式」は、既に保育所やケアハウス・特養老人ホームなど他の分野でも導入されており、 「責任放棄」にはならない。
- ・私立学校振興助成法に基づき、学校法人以外の者にも助成金が交付された実例あり。
- ・私立学校審議会については、既存の学校関係者を1名たりとも入れれば、公正性は担保されない。

7.大学・学部・学科の設置等の自由化

現在、原則として、文部科学省による認可が必要な「大学・学部・学科の設置・改廃、 学生定員の変更等」について、「学位の種類・分野の変更を伴う学部・学科の設置等」 も含め、届出制へ全面的に移行。

「学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科」のみについては、既に、その設置等は、 届出制に移行したところ。

- < 文部科学省の反対理由 > 大学として、最低限の教育の質を保証することが困難。
- <当会議の考え方>
 大学については、現時点ですら、教育サービスの質を保証する仕組みは存在しない。抽象的・外形的な事前規制は 緩和し、教育サービスの質は、情報公開・第三者評価等の事後チェックルールによって対応すべき。



8.株式会社等による農地取得の解禁

「構造改革特別区域法(特区法)」(平成15年4月1日施行)において、株式会社等の農業生産法人以外の法人が農業分野へ参入可能となったが、農地については、地方公共団体等からの貸付(リース方式)に限定されているため、その取得を解禁すべき。

<農林水産省の反対理由 >

リース方式とはいえ、特区における措置の評価・検証もなく、全国展開するのは時期尚早。また、農地の転用等による 一層の耕作放棄が進展し、原状回復が困難。

<当会議の考え方>

農地の所有は、責任ある農業経営を行いたい事業者にとって、強いニーズあり。また、農地転用・耕作放棄のリスクは、 自作農ほかでも同じ。この点だけの懸念であれば、他の規制等(土地利用規制や転用時の買戻権)により対応すべき。



都市再生

9. 高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和

都心高度化・高度利用の促進のため、都心部における容積率制限について、基本的な 見直しを行い、特に高層住宅に関する容積率については、商業用途地域における撤廃などの 思い切った施策を講ずる。

< 国土交通省の反対理由 >

都市再生特別地区や用途別容積率地区計画制度等により対応可能であるほか、既に混合系の用途地域における一定の 住宅系建築物については、容積率を1.5倍まで緩和できる制度も創設されている。

<当会議の考え方>

現行制度については、都市計画手続き等に時間を要する。職住近接が進み、都市として成熟してきた昨今、抜本的に容積率規制の在り方を見直すべき。



労 🗐

10.職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進

職業紹介事業について、有料職業紹介業が手数料を徴収できる求職者の範囲拡大などの一層の規制緩和を図るとともに、ハローワーク(公共職業安定所)を通じた職業紹介事業について一層の効率化を図るなど、その地方公共団体や民間事業者への開放を推進。

<厚生労働省の反対理由>

・交渉力の弱い求職者については紹介手数料のピンハネなどのおそれがある。また、もともとILO条約の条文解釈からいって、求職者から紹介手数料を徴収できるのは労働者の利益になる場合という限定付きのものであり、全ての労働者に適用を拡大することはできない。

< 当会議の考え方 >

- ・現下の厳しい雇用情勢に鑑み、セーフティネットを担保しつつ、求職者からの紹介手数料や紹介予定派遣、 地方公共団体等による無料職業紹介について抜本的な規制緩和を図る。
- ・また、ハローワークについても、業務を効率化し、むしろセーフティネットとしての機能を強化するため、 その業務の在り方の見直しが必要。その際、地方公共団体や民間事業者の活用も検討すべき。

特区で一部認められた規制改革の早急な全国規模での実施

11.株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁

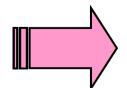
「構造改革特別区域法(特区法)」(平成15年4月1日施行)において、特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として、公設民営方式又はPFI方式により、株式会社を解禁。

介護施設の量的不足を抜本的に解消し、高齢化社会に適切に対応するため、上記措置を早急に全国規模で実施。

12.株式会社等による農業経営(農地のリース方式)の解禁

「構造改革特別区域法(特区法)」(平成15年4月1日施行)において、農業生産法人以外の法人の農業への参入を解禁。(ただし、農地は地方公共団体等から株式会社等にリースされる必要があり、その所有は禁止されている。)

農業の生産性の向上のため、全国的にニーズの高い上記措置を、早急に全国規模で実施。



- < 厚生労働省・農林水産省の反対理由 > 特区における措置の評価・検証もなく、全国展開するのは時期尚早。
- <当会議の考え方> 特区に限って実施された規制改革が、全国規模の規制改革を遅らせないためにも、特区における評価を 早急に行い、全国展開すべき。